

生駒市ネーミングライツ事業 提案要領（企画提案型）

令和 6 年 4 月 1 日改正

1 趣旨

この要領は、生駒市ネーミングライツ事業実施要綱（平成 26 年 10 月 1 日施行）第 6 条の規定に基づき、企画提案型のネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

2 ネーミングライツ事業の概要

- (1) ネーミングライツ事業は、本市と民間事業者等との契約により、市有施設、市のイベント等に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、本市と契約した民間事業者等から対価を得る事業です。
- (2) ネーミングライツは愛称を付与するものであり、条例等で定める施設等の本来の名称を変更するものではありません。また、施設の所有権、経営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

3 事業の手続きの流れ

- ① 団体等からの企画提案
 - ② 生駒市ネーミングライツ審査委員会による審査
 - ③ 提案団体等との協議
 - ④ ネーミングライツ・パートナーの決定
 - ⑤ 契約の締結
 - ⑥ 施設表示等の変更
 - ⑦ 愛称の使用開始
- ※ 審査の結果、本市が施設等を決定し、改めてネーミングライツ・パートナー募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合は、手続きの途中で公募型の手続きに転換することがあります。
- ※ 提案を不採用とする場合又は公募型に転換する場合は、提案を受けた日から原則 3 ヶ月以内に理由を付して応募者に文書で回答します。

4 対象施設等

(1) ネーミングライツ事業を実施する対象

生涯学習施設、体育施設、公園などの市有施設（及びそれらの一部）、またイベントや講座などのソフト事業を想定しています。（以下、「施設等」という。）

(2) 対象外とする施設等

名称の設定に特段の経緯があるものや施設等の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外とします。(例：市役所庁舎や学校等)

また、ネーミングライツ導入によって得られる対価、メリットに比べ、導入にかかる経費が多くなる場合などは、広告媒体としての価値が見合わないため、対象外とします。

(3) 指定管理者制度導入施設に係る留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないよう、指定管理者制度導入施設へネーミングライツ導入を検討される場合は、あらかじめ本市にご相談ください。

5 契約期間

本市とネーミングライツ・パートナーとは、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。契約期間については、以下のとおりとします。

(1) 市有施設の場合

契約期間は、原則 3 年以上とします。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、その指定期間を考慮した期間設定としますので、施設ごとの状況については本市までお問い合わせください。

(2) イベントや講座等のソフト事業の場合

契約締結日から一連の事業が終了する日までとします。

6 提案について

(1) 提案資格

次の要件を満たす、本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用等を備えた法人その他の団体とします。

ア 提案時点に、本市の入札参加停止措置を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。

オ 次に該当する法人等でないこと。

a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- b 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
 - c 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
 - d a から c までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人その他の団体
 - e 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
 - f 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人その他の団体
- カ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合していないこと。（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業を除く）

(2) 提案期間

随時、受付を行っています。

(3) 提案方法

提案書類を下記の提出場所に直接持参又は郵送で提出してください。これ以外の方法による提出は認められません。

〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8-38
生駒市役所 ネーミングライツ担当窓口

(4) 提案書類

提案時には、次の書類を提出してください。提出部数は、正本 1 部、副本 8 部とします。

- ① 生駒市ネーミングライツ事業提案書（様式 1）
- ② 法人等の概要（様式 2）
- ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ④ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- ⑤ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（直近の事業年度分）
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことを証するもの）
- ⑦ 主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書（未納がないことを証するもの）

7 審査委員会

本市は、団体等からの提案内容についての審査を行うため、「生駒市ネーミングライツ審査委員会」を設置します。

(1) 組織

関係部局の職員等を委員として組織します。なお、審査委員会の庶務は当該施設等所管課において処理します。

(2) 審査委員会の業務

- ア 提案に対する採用の可否
- イ 公募型への転換の有無
- ウ その他審査に関し必要な事項

(3) 審査項目及び審査ポイント

次の視点で審査項目を定め、総合的に判断します。

ア 提案団体等

- ・提案資格は適正か
- ・提案団体等の経営は健全か
- ・施設と提案団体等の理念・事業内容等がマッチしているか など

イ 提案の趣旨

- ・本市のネーミングライツの目的に沿っているか など

ウ ネーミングライツ事業を実施する対象施設

- ・施設の設置目的や経緯からみて、ネーミングライツの導入が妥当な施設かどうか など

エ 愛称

- ・親しみやすいか、分かりやすいか、呼びやすいか
- ・施設の管理運営に支障が生じないか など

オ ネーミングライツ料

- ・提案金額は妥当か
- ・本市の負担経費(パンフレット等印刷物や市ホームページの表示変更費用)と比較して妥当か など

カ 契約期間

- ・安定したネーミングライツ事業が行われる期間か など

8 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定と契約の締結

提案が採用され、かつ、公募型への転換が行われなかった場合には、当該団体等をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。なお、当該ネーミングライツ・パートナーは、

次回契約期間において、優先的に交渉できることとします。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナー決定後、すみやかに当該団体等の名称、施設等の新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等を本市ホームページ等により公表します。

9 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

本市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や HP の表示変更	○	

- ・敷地外の看板等の表示変更は、本市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。
- ・ネーミングライツ・パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

10 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、本市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

年 月 日

生駒市長様

商号又は名称

所在地(登録簿上の本店所在地)

代表者氏名

生駒市ネーミングライツ事業提案書

「生駒市ネーミングライツ事業 提案要領(企画提案型)」に基づき、下記のとおり提案いたします。

対象施設等		
希望契約期間	年間	
希望契約金額	年額 円(消費税別途)	
愛称案		
提案の趣旨・目的		
施設等の魅力向上や地域貢献・地域活性化につながる提案		
希望するパートナー特典		
連絡先	担当者	
	部署	
	Tel・Fax	Tel : Fax :
	E-mail	

法人等の概要

年 月 日現在

法人等名	(フリガナ)		
本社(本部)所在地			
代表者氏名		設立年月日	
資本金(基本財産)		従業員数	
主な業務内容			
担当者	担当者氏名		
	所属名		
	電話番号		
	FAX番号		
	Eメール		